平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 4												府 省	<u> </u>	名	厚。	生 労	働省	É	
対象	税目	個人	人住民税	法人们	主民税	事	業税	不動產	奎取得	锐 固	定資産	税	事業所稅	₹ そ (の他	()			
要項目		中	小企業者	等の	少額洞	找価 償	却資	産の	取得值	西額 ♂)損金領	算入(の特例は	昔置 <i>σ</i>)延長	Ę.				
要望(概	内容	ı	寺例措置 中小企業 取得価客	美者等:	が取得	子価名	頁 30	万円:	未満σ)減価	償却資				拾、	当該	減価	償却資	資産の	年間
		i	寺例措置 中小企業 脱、法ノ 、)	美者等(の少額															
関係	条文	地	方税法第	亨 23 条	€第1∶	項第	3号、	、同治	去第 72	2条の)23 第	[1項	ī、同法	第 29)2 条	第1』	項第	3号		
減 見道	収 込額		初年度] 改正増減	収額〕		(▲ 11,	, 700 —)	[]	· 在度〕			(▲ 11	1, 700 —)	(単位	:百万	可)
要望	理由	消	1)政策 中小企第 費税率 <i>0</i> 上等に資	美は、⅓ ○二段	階の引	上门	が行	i われ	る中で	で中小	・企業(の事	务負担 (の軽減	ずを図	図ると	ŧع:	」に、 	事務効	率の
		ı	2)施策 中小企業 れ経理ノ <中小 平	美の経 人員は 小企業(理面の 更に洞 こおけ	な少す ける紀	「る傾 怪理人	向に、数>	あり、	経理	担当	者一,		りの事						-
				20年								-	企業経営 より算と		意識	战アン	ケー	- ト調:	査」、	平成
		一;	こうした 定の効果 ン等の導	が見	られて	こいる	らもの	の、	設備挖											
								•			うの状況 年比+		ポイン	h)						
			· 法 <i>J</i>	平川			-				+8.2		-	•						
			(出身 個人		E :平	成 2	3、24	1年	「個人:	企業組	圣済調	査」	(総務	<u>省)</u> -ジ			3 4	1		

	法人: 平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケー 調査」(中小企業庁)(平成 23 年は未実施)									
	そのため、本措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。									
本要望に 対応する 縮減案	該当なし									
		ページ	34—2							

	る	策体系におけ 政策目的の位 付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生 の向上、増進を図ること
		策の 成目標	中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関しては、平成28年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成28年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達を目指す。
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (2 年間)
性		同上の期間中 の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
	政策目標の 達成状況		・個人事業主(従業員数 20 名未満) 平成 19 年 23.5% 平成 20 年 28.5% 平成 21 年 26.8% 平成 22 年 27.6% 平成 23 年 28.1% 平成 24 年 30.8% ・法人(従業員数 20 名未満) 平成 20 年 75.1% 平成 21 年 72.8% 平成 22 年 64.9% 平成 24 年 70.0% ※法人の平成 23 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」は未実施。
		望の措置の開見込み	(適用期間内における適用事業者数) 平成 26 年度 488, 274 社(法人)、136, 244 者(個人) 平成 27 年度 488, 274 社(法人)、136, 244 者(個人)
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本措置により、中小企業におけるパソコンの利用割合は上昇しており、中小企業における事務負担軽減、事業効率の向上等が図られている。 〈中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況〉 ・個人事業主 平成24年:30.9%(対前年比+2.7ポイント) ・法人 平成24年:76.4%(対前々年比+8.2ポイント) (出典)個人事業主:平成23、24年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

ページ

34-3

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	該当なし		
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし		
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係			
	要望の措置の 妥当性	経理人員が減少傾向にある中で、経理担当る中小企業の実情を踏まえれば、少額減価値り、減価償却資産の管理や納税等に係る事務の事務処理能力・事業効率の向上等、中小丘ら、措置として妥当である。	賞却資産の即時 務負担の軽減、	損金算入を認めることによ パソコン等の取得促進によ
			ページ	34—4

	○小蛇津四	// 一次 立	の性別の3	ili III ૠ 13	<u> </u>							_
	〇少額減価 業種	建設業	製造業	可用素性 運輸通 益事	信公	卸	売業	小売	業			
	割合(%)	10. 9	19. 0 3. 3		3	8. 9		10.	2			
税負担軽減措置等の 適用実績	業種	不動産業	E	(食旅館 業	サース業		その	他				
	割合(%)	6. 0	4.	. 8	32.	5	4. 5	5				
	(出典) 「平成 23	(出典) 「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」										
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	影響額 道府県民税 3,521,128 千円 事業税 11,322,770 千円 市町村民税 8,661,977 千円 地方法人特別税 9,171,443 千円											
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本措置は、少額減価償却資産の即時損金算入を認めることによる事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本措置創設以降、例えば、従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は着実に上昇している。 パソコン利用割合推移(従業員数 20 名未満の個人事業主) 平成 15 年(措置創設時) 19.6% 平成 24 年 30.8% (出典) 平成 24 年「個人企業経済調査」(総務省)											
前回要望時の 達成目標	中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。											
	中小企業におけるパソコン利用状況は、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、 中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されて いることから、目標達成には至っていない。											
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	【従業員 20 名未満の企業におけるパソコン利用状況】 ・個人事業主 平成 24 年:30.8% (対前年比+2.7ポイント) ・法人 平成 24 年:70.0% (対前々年比+5.1ポイント) (出典)個人事業主:平成 23、24 年「個人企業経済調査」(総務省)							-,	(-1)	 -		
		人:平成 <i>2</i> アンケー				(平		年は未	実施)	□小企業 : 4 – 5	経営者の意	怠 —
						1	• •			, ₊ J		

平成15年度 創設

これまでの要望経緯

平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3

月までの適用期間の延長)

平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)

ページ 34-6